

問い合わせ先

一般社団法人 滋賀県タクシー協会

(担当) 濱田、野崎

(電話) 077-585-8261

(FAX) 077-585-8262

平成27年12月15日

湖北交通圏タクシー準特定地域協議会の設立及び滋賀県における タクシー準特定地域協議会の開催（合同開催）について

平成27年10月1日に湖北交通圏（米原市及び長浜市）が、平成26年1月27日改正の特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条の2の規定による「準特定地域」に指定されたことを受けて、「湖北交通圏タクシー準特定地域協議会」設立の手続きを行います。

併せて、現在指定されております、大津市域交通圏、湖南交通圏・中部交通圏・湖東交通圏、そして今回設立予定の湖北交通圏、以上の5交通圏合同での協議会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は、1月4日（水）までに、別添に必要事項をご記入のうえ、問い合わせ先までお申し出下さい。

記

1. 開催月日 平成28年1月29日（金）

2. 開催場所 草津市立市民交流プラザ 大会議室

（草津市野路1丁目15-5 フェリエ南草津5階）

3. 議 題

（1）湖北交通圏タクシー準特定地域協議会の設立について

※1. 開催時間：13：30～14：15 予定

※2. 設置要綱の制定等について協議します。

（2）滋賀県におけるタクシー準特定地域協議会（大津市域交通圏・湖南交通圏・中部交通圏・湖東交通圏・湖北交通圏（※議題（1）において設立された場合に限る）の5地区合同開催）の開催について

※1. 開催時間：14：30～16：00 予定

※2. 5地区のタクシー活性化策等について協議します。

※ 協議会は公開です。なお、カメラ撮りは、冒頭のみ可能です。

（配布先）

滋賀県政記者クラブ、 陸運記者会（ハイタク部会）

〔別添〕

《送付先》 滋賀県タクシー準特定地域協議会(合同開催)事務局 行き
＜一般社団法人滋賀県タクシー協会内＞
FAXNo. : 077-585-8262

《 申 出 書 》

該当する交通圏の番号①～⑤の何れかを○印で囲んでください。

- ① 大津市域交通圏タクシー準特定地域協議会
- ② 湖南交通圏タクシー準特定地域協議会
- ③ 中部交通圏タクシー準特定地域協議会
- ④ 湖東交通圏タクシー準特定地域協議会
- ⑤ 湖北交通圏タクシー準特定地域協議会（設立予定）

・ 上記の○印で示した協議会の構成員として参画を申し出ます。

1. 申し出年月日	平成 年 月 日
2. 申し出者の氏名	(氏名及びふりがな)
3. 申し出者の住所	
4. 申し出者の所属	該当する所属番号①～④の何れかを○印で囲んでください。 ①タクシー事業者 ②タクシー事業者団体 ③タクシー運転者の所属する労働組合等 ④地域住民の代表
5. 所属先の事業所名 又は団体・役職名	事業所(団体)名： 役職名：
7. 所属先の住所 ・ 電話番号	住 所： 電話番号：